様式第２号(事業別概要)

No.

平成２５年度　一般会計 予算見積 事業別概要書（当初）

款	9. 教育費	大事業	16. 臼井公民館活動事業
項	5. 社会教育費	中事業	
目	3. 公民館費	担当所属	臼井公民館

予算種別	補助/単独	事業区分	前年度 当初予算額	増減額
経常	単独	計画	1,161	△105

実施計画			5年間計画額	
	第３章	「心豊かな人づくり、まちづくり」　～教育の充実、スポーツ活動の推進～		-
			平成23年度	-
	基本施策３	生涯学習による地域活動が盛んなまちにします	平成24年度	-
			平成25年度	-
	施策２	公民館・図書館などで社会教育事業を推進します	平成26年度	-
			平成27年度	-

本年度事業費	（歳　入）	（歳　出）
本年度当初要求額		1,056
本年度当初査定額		

財源内訳								一般財源
本年度当初要求額								1,056
本年度当初査定額								

＜事業に関する説明＞

（事業の概要）・家庭教育に関する事業を開催します。
・青少年教育に関する事業を開催します。
・成人教育に関する事業を開催します。
・団体育成に関する事業を開催します。
・広報活動を行います。
・図書貸し出し業務を行います。

（事業の目的）多様化・高度化する市民の学習ニーズに対し、幅広い年齢各層に学習機会の提供を行い、歴史のまち佐倉の生活・文化の向上と市民の連帯意識を高めるため、社会教育活動の中心施設として、生涯学習の推進を図ります。

（事業の効果）市民にとっては、公民館事業に参加することにより地域に対する関心が高まります。その結果、地域住民が「集い」「学び」「むすぶ」ことの目的を実現していくための住民相互のネットワーク化を図ることができます。

（事業実施上の問題点）　新たな講師・人材の確保

（前年度からの見直し点）　従来の講座内容を見直し、市民が参加しやすく開かれた学習機会を提供する。

（見積についての特記事項）社会教育法で、公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する事を目的とすると規定します。

節	本年度 当初要求額	前年度 当初予算額	増減額
08	562	621	△59
09	30	30	0
11	174	204	△30
12	81	81	0
13	16	0	16
14	115	105	10
18	78	120	△42

特定財源	款	項	目	節	細節	細々節	歳入特定財源科目名称	本年度 要求額	本年度 査定額	前年度 予算額	増減額
差引一般財源								1,056		1,161	△105

（佐倉市）